

声 明

森永ヒ素ミルク中毒事件資料館  
館長 岡崎久弥

〒700-0811 岡山市北区番町 1-10-30

「平成 25 年 2 月 20 日に都内で発生した、  
厚生労働省職員による  
森永ヒ素ミルク中毒事件被害者名簿等の紛失事件」  
に関する、  
森永ヒ素ミルク中毒事件資料館の見解と今後の行動予定

1. はじめに

平成 25 年 2 月 20 日に東京都内で発生した、厚生労働省職員による森永ヒ素ミルク中毒事件被害者名簿 455 人分等の紛失事件は、当局が公式に説明している内容では到底説明責任を果たしているとはいえないため、今回、背景事情をご説明し、厚労省宛に公開質問状を送付することにしました。

森永ヒ素ミルク中毒事件において加害企業・森永乳業株式会社を擁護するために旧厚生省が社会の前面で行った非人道的行為は、はかり知れないものがありますが、被害者名簿紛失を巡る問題に関して、できるだけ絞り込んで、今回、見解をのべたいと思います。

2. 今回の事態の性格について

今回の事態は、例えば、“民間企業の社員が顧客のデータをファイル交換ソフトで流出させてしまった”という類の個人情報の紛失のレベルとは全く桁違いの重大性を有する問題であり、公害被害者の名簿を公共空間で紛失するという事件は、おそらく、戦後行政史の中では初めての重大な不祥事であると推察します。

そもそも現厚生労働省の前身である旧厚生省は、事件直後から、「5 人委員会」、「森永奉仕会の認可」、そして「6 人委員会」と次々に裏工作し、「第三者委員会」の装いをもった「御用組織」で国民世論を欺き、二束三文の補償金を提示し、それに反発する被害者を「カネ取り目的の親」であるかのように世論に印象付ける誘導をして、国民と被害者を対立させ、運動が崩壊するように仕向けた立役者であります。

これらの手法は、戦後初の御用学者(団体)活用方式ともいべきモデルシステムとして開発され、森永事件の直後に表面化した水俣病の患者対策にも悪用されました。

厚生省は、戦前「産めよ増やせよ」の兵士製造の先頭には立っても、戦後、130人を越える赤ん坊が私企業の犯罪で殺され、12000名の被害者が発生してもなんら反省はしなかったようです。厚生省は「5 人委員会」なる団体を事件直後に立ち上げ、「後遺症はない」と断定し、被害者の望む後遺症の追跡と研究、対策立案と救済への要望などは一切お構いなし、患者との協議もなく補償額を勝手にきめて新聞発表し、翌年から事件がなくなったことにしました。

しかし、事件発生後 14 年目、即ち 1969 年の時代の変化の中から生まれた良心的市民と、市民としての自覚をもった医師、そして一部のメディア関係者が立ち上がりました。かれらが、事件を再度公開議論の俎上にあげた途端、もはや甚大なる後遺症と膨大なる被害者の規模を覆い隠せなくなり、当局は態度を豹変させました。

1971年11月15日当時の被害者団体である「森永ミルク中毒のこどもを守る会」(岡山市番町:現・資料館内)は、こう発信しています。

“対・厚生省交渉において面談した信沢審議官は「行政責任を認める だが、第一の責任者は森永」と逃げ口上に終始。さらに信沢審議官は「森永という会社は。社長に直接言わなければ駄目な会社らしい」と発言(速記録記載)。”

被害者圧殺について、加害企業である森永より公然と表に出て活躍した厚生省が、その犯罪が暴露された途端、そしらぬ顔を決め込んで「森永のところへ行け」といった発言を公式に行うという、無節操極まりない姿勢です。

### 3. 名簿問題

また厚生省は、1955年事件発生から10年を経たあたりで、どうも、森永事件に関する書類を患者名簿を含めて廃棄処分しているようです。したがって、事件当時作成したとされる厚生省作成の患者名簿の「原本」は、現在は存在しないというのが関係者の認識です。

行政文書の保管管理規定が仮に10年であったとしても、被害者名簿まで廃棄するという厚生省の驚くべき非人道的感覚はにわかに想像できませんし、今回の名簿紛失事件の経緯や説明責任の杜撰さをみていると、現・厚生労働省が、旧・厚生省の被害者軽視の体質を受け継いでいるばかりか、ますますそれを軽んじる体質に変化しているのではないかと疑念がぬぐえません。

もっとも重要な問題は、今回紛失した名簿とは一体どんなものなのか、誰が作り、だれに所有権があり、名簿がなぜ、なんの目的で長距離にわたり移動し、どういう動きをし、どんな役割を果たしたのか、そして、今後悪用される危険性を防止するための対策をどう考えているのか、そして、紛失した被害者への個別の説明責任はどうするのか、です。これらに関して、当局は、ほとんど説明責任を果たしていないと考えます。

### 4. 今回の事案についての見解と疑義

①厚労省当局のホームページでは、何の目的でこれだけ多量の被害者の名簿を長距離に移動させていたかについて、極めて曖昧な説明しか行われておりません。当局のホームページでは、裁判上の都合から名簿を移動させたことが、あたかも自然であるかのごとくの説明をしていますが、公判ではこの名簿は全く不要と思われる。当局のホームページで公表されている内容は最小限であり、名簿の所属と移動履歴、どこから入手し、なぜ携帯していたかの理由等について、真相解明と説明責任を求めるものです。

②被害者は氏名が特定されることで、結婚や就職などにおいて、家族親戚、子どもの世代にまで及ぶ日常的な差別に苦しんでおり、その名簿を外部で紛失などという事態は、企業と国の癒着で十数年にわたり痛めつけられた被害者にとって、半世紀後に再度降って湧いた追い討ちにも匹敵する衝撃的な事態です。そのきわめて慎重に取り扱われるべき名簿を電車の「網棚」に紙袋入りで放置して、携帯で音楽を聴いていた」という一部報道内容からみられる当局の公害被害者を軽んじる姿勢には憤りを禁じえません。このような取り扱いを生んだ職員と省全体にわたる背景事情について更なる説明責任を求めます。

③1979年ころの名簿ということは、榎原伊織氏が提起した裁判(以下「榎原訴訟」と称す)で、原告が認定された頃の名簿というようにもとれますが、患者名簿全員ではなく、455名という名簿の性格はどんなものでしょうか? 非常に曖昧であり、憶測すると何らかの意図を隠蔽する目的ではないかと邪推したくなる表現です。しかも、全員ではなく、ある一部の患者の名簿に絞って、携帯していたのはなぜでしょうか? 裁判対策という一見もっともらしく聞こえますが、「言語明瞭意味不明」でもあります。

ある特定の患者集団に対し、国側から何らかの政治的作為が計画或いは実行されていたのでしょうか？

- ④2月27日付け新聞報道では、環境省の担当官が、水俣病患者の認定に関して、証人である医師へ虚偽証言をするよう再三にわたり求めていたことが発覚し、大きなニュースとなりました。公的セクターが裁判証人に圧力をかけるなど考えられない事態です。ですが、そのようなことが、森永ヒ素ミルク中毒事件における今次榎原訴訟でも発生しかねない状況が、すでに何十年も前から常態化しています。このような圧力工作が仮に患者団体と共謀して行われた場合、重大な密室犯罪となりえます。
- ⑤以上の問題点に関して、当館は学術研究機関として、厚生労働省に対して、真相究明のための公開質問状(別紙【資料1】)を發し、当局の見解を問う予定です。

## 5. おわりに

今回、厚労省職員が出席していたという榎原訴訟の原告は、提訴に先立ち国に再三、被害者団体内部での言論弾圧や権利侵害事案、救済基金である「ひかり協会」内部の不透明性を訴え、行政責任として善処するよう要請してきたようですが、それらは一切無視され、積年の苦しみの上に、物言えぬ管理におかれた重症被害者の利益を代表して原告成年後見人手続きを取り、80歳を超えて訴訟を提起したことを付記しておきます。

このような深刻な現状に置かれている原告を、厚労省が公式ホームページでこれ見よがしに「原告(1名)」と書き、公害被害者の大量の名簿紛失という背景にある原告の意見(ホームページに掲載済み)を無視し「生活手当ての額が低い」と問題を矮小化して演出して見せているPDFファイルの掲載をみるにつけ、当館としましては「人道主義の欠落した無神経ぶりを疑わざるを得ない。事件当時と体質はさほど変わっていないか、むしろ悪化しているのではないか？」との深刻なる疑問を感じずにはいられません。その点を付言して、今次会見ご報告にかえさせていただきます。

森永ヒ素ミルク中毒事件資料館ホームページ

<http://ww3.tiki.ne.jp/~jcn-o/hiso.htm>

今次事態についてのページ

<http://ww3.tiki.ne.jp/~jcn-o/morinaga-hiso-kouseiroudousyou-syokuin-higaisyameibo-huntsu-jiken.htm>

以上

平成 25 年 3 月 1 日

厚生労働省

医薬食品局 食品安全部 御中

森永ヒ素ミルク中毒事件 資料館

館長 岡崎久弥

〒700-0811 岡山市北区番町 1-10-30

平成 25 年 2 月 20 日に発生した、  
「厚生労働省職員による森永ヒ素ミルク中毒事件被害者名簿等の紛失」  
に関する公開質問状

拝啓 時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、先般、2 月 20 日に都内で発生しました貴省職員による森永ヒ素ミルク中毒事件患者名簿 455 人及び裁判関係者の個人情報紛失という事態に関しまして、以下の通り質問申し上げますので、ご回答方宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

はじめに

今回の事態は、例えば、“民間企業の社員が顧客のデータをファイル交換ソフトで流出させてしまった”という類の個人情報紛失のレベルとは、全く桁違いの重大性を有する問題であり、公害被害者の名簿を公共空間で紛失するという事態は、おそらく、戦後行政史の中では初めての重大な不祥事であり、被害者の人権をあまりに軽く考えている行為であると言えます。

- ア) 貴省のホームページでは、何の目的から、これだけ多量の被害者の名簿を長距離に移動させていたかについて、極めて曖昧な説明しか行われておりません。貴省は、職員が大量の被害者名簿を携帯していたのは、あたかも“裁判上の都合から自然であるかのごとく”の説明をされています。しかし、公判では原告は一人に過ぎません。また、貴省がホームページで別添PDFを製作公開し、そこで、わざわざ「一人」と強調されていることからみても、この名簿は全く不要と思われる。貴省ホームページで公表されている内容は最小限かつ不自然であり、名簿の所属と移動履歴、貴省内から持ち出したのか、岡山で譲渡されたのか、貴省が岡山で何者かに譲渡・公開しようとしたのかの理由等について、更なる真相解明と説明責任を求めるものです。
- イ) 被害者は氏名が特定されることで、結婚や就職などにおいて、家族親戚・子どもの世代にまで及ぶ日常的で厳しい差別に苦しんでおり、その名簿を外部で紛失などという事態は、絶対にあってはならないことです。メディア関係者でも被害者取材には多大の神経を払っておられ、最高度にセンシティブなデータです。それを電車の網柵に放置など、まさに「パンドラの箱を開ける」に等しい被害者を軽んずる行為とも言えます。さらには、企業と国の癒着で 20 年近くにわたり痛めつけられた被害者にとって、半世紀後に再再度降って湧いた追い討ちにも匹敵する衝撃的な事態です。そのきわめて慎重に取り扱われるべき名簿を電車の「網柵に紙袋入りで放置して、携帯で音楽を聴いていた」という一部報道内容からみられるような、貴省の公害被害者を軽んじる姿勢には信じ難いものがあり、憤りを禁じえません。このような取り扱いを生んだ背景事情について徹底的な真相究明と説明責任を求めます。
- ウ) 以下の通り、当館は学術研究機関として質問状を発し、貴省の見解を問います。

## 【質問内容】

1. 今回「紛失した名簿」(以下、「名簿」と称す)の製作元の組織名と帰属組織名。
2. 被害者のどんな情報が含まれているのか？(実名では当然必要ではなく、障害の軽重、姓名、後見人、年齢、住所、などデータの 카테고리 別に詳細をご説明いただきたい。これは現被害者団体に所属していない、多くの被害者の遺族として、被害者の子息への差別事案の発生懸念も含まれる。)
3. 名簿は
  - ア) 職員(以下、「貴省当該職員」と称す)が貴省内から持ち出し岡山まで運んだものか？
  - イ) それとも岡山で貴省以外の団体から譲渡されたものか？
4. 前項3のア)の場合、裁判の原告は一人であり、455名分の患者名簿は裁判に不要と思われるが、何の目的をもって、貴省当該職員が岡山まで運搬したのか？
5. 前項3のイ)の場合、譲渡元の団体名を公開していただきたい。
6. 貴省当該職員が自宅にまで持ち帰ろうとしていたのはなぜか？
7. なぜ貴省当該職員は自分のカバンにいれず、紙袋に入れていたのか？
8. なぜ貴省当該職員は、手元から離れたのか？
9. 貴省及び貴省当該職員は被害者が差別に晒されている現実をご承知か？
10. 貴省当該職員はこの一件で何らかの処分を受けたのか？
11. 貴省は報道向けのホームページでPDFファイルを公開し、本件訴訟の原告をわざわざ「(1名)」と書き、内容を「生活手当の額が低い」ときわめて大雑把に表現しているが、これは被告としての主張か？それとも省庁としての説明か？
12. なおこの質問状は当資料館ホームページで公開します。

ご回答は、文書にてお願いします。なお、僭越ながら、御熟考の期間を1週間程度と考え、ご回答期限を仮設定で平成25年3月11日とさせていただきます。ただし、貴省のご都合もあるでしょうから、期限延長等のご希望があるときは、文書でもってご連絡ください。誠意をもって調整を図りたいと存じます。但し事実認定に関する質問であることをご承知おきください。

また、透明性を期するため貴省からのご回答文面も当館ホームページで公開させていただきますことを、付け加えておきます。なお追加の質問をさせていただく場合もございますので、宜しくお願い申し上げます。

以上





【資料3】

厚生省職員の森永ヒ素ミルク中毒事件関係資料紛失事件

日付	発表と報道	書類関係	紛失時の状況と処理
2/25	厚労省	昭和 54 年当時の飲用証明書 交付対象者 455 名の住所氏名	地下鉄の下車時に紛失に気がつく
2/25	日本経済新聞	裁判資料被害者と後見人の氏名、1979 年当時の被害者 455 名	地下鉄車内でなくなっているのに気付く(生活手当が低い)
2/25	協同通信配信	1955 年発生事件の被害者 455 名の氏名	下車時になくなっているのに気付く
2/25	朝日デジタル	1979 年当時の 455 人のリスト。	地下鉄で失くす。被害者支援団体と協議(手当が少ない)
2/25	読売新聞	被害者 455 人の住所氏名、訴状等	紛失、今まで悪用された報告なし
2/25	スポニチ	455 人の氏名と裁判資料	イヤホーンで音楽聞き、読書、なくなっていた。
2/25	サンケイ	被害者 455 名のリスト	下車しようとしてなくなっていたことが分かった。
2/26	事時通信	455 人の 1979 年当時の住所氏名のリスト	地下鉄で紛失
2/26	NHK	岡山広島など昭和 54 年当時居住していた重症被害者 455 人の住所氏名	置き忘れ

【資料4】

### 第7回三者会談救済対策推進委員会「議事録」

日時・昭和52年11月30日。場所・東京虎ノ門共済会館。

【厚生大臣挨拶一代読】

本日、森永ミルク中毒被害者の救済のための三者会談推進委員会の開催にあたり、一言あいさつ申し上げます。森永ミルク中毒被害者の方々の救済に関しては、被害者救済措置の早期実現を第一義として、去る昭和49年4月財団法人ひかり協会が発足し、被害者の立場に立った被害者の方々のための救済措置がとられておるところであります。ひかり協会の事業が軌道に乗るには関係者の方々の一層のご努力が必要と思われまふ。私も厚生大臣就任に当たり、三者間の合意事項の趣旨に則り、今後、ひかり協会の円滑な運営のために万全を期す所存でありますので、関係各位の御理解御協力をお願いする次第であります。

【山口敏夫委員長・挨拶】

事件解決のために厚生省が乗り出してから既に局長は4代目を迎えた。基本的には、国民の命と健康を守る立場にたって進められて来たと思うが、関係者が一つのテーブルについてやってゆけるようになったのには、守る会の役員の方々の献身的なごどもに対する愛情と団体に対する奉仕の精神があつてのことで、局長はじめ皆さんにこのことを十分理解してほしい。大変むづかしい事案で皆さんの努力がなければ、いつ行きつまるか、崩壊するか分からない…。三者会談に参加の皆さんの熱意と努力が特に必要である。守る会の皆さんは報われることのない献身だとは思ふが、ライフワークとしてとりこんで頂きたい。森永乳業は構造不況、円高の中で苦しいだろうが、経営責任を持っている立場の方が頑張してほしい。**大野さんが「会社がつぶれるまでやる」といったので、守る会の皆さんに会わしたわけだが、今後もそのつもりでやってほしい。厚生省としても国の実験的事業として必ず成功させねばならない事業である。大所、高所にたつてやって頂きたい。**

【山中局長・挨拶】

7月上旬に前任者の松浦局長に代わって就任した。いま山口先生から心構えと方向についてハッキリとご教示いただいて有りがたいと思つている。なんといつても、信頼関係が必要で誠意と信頼が大事だと思う。本事件については昭和30年に千葉県より厚生省に赴任した直後で現地に派遣されたので、当時のことをまざまざと思い起こす。山口委員長

の下にこうした形で三者の協力体制が進んでいることに對し、誠に得難いものと考え、今後も正しく進めてゆくよう努力したい。大臣に申し上げたら、非常に関心をもつておられ、会場にゆきたいが、就任早々で時間がえられないので、挨拶状を頂いてきたので代読したい。

【これまでの経過と解説】

1955年6月頃から、ミルクで育てられていた乳幼児の間で奇妙な病気が流行していたが、それは森永ミルクに含まれていた「ヒ素」が原因だと、8月24日岡山県衛生部が正式に発表した。森永乳業徳島工場で製造した粉乳の製造過程で、ヒ素が混入していたことによるヒ素中毒であった。「森永ヒ素ミルク中毒事件」は、鮮度の落ちた牛乳を製品化するために、アルミ製造工場からの産業廃棄物を精製して作った工業用薬品を安定剤として使用したために発生した事件だった。森永は乳幼児の食品にこの薬剤を使うにあたり、検査もせずに使用した。当時国鉄は機関車のボイラー洗浄用に使うため、同じ薬品を購入したが、使用前検査でヒ素の含有量が多いことを理由に薬品会社へ返品していたものが森永へ回ってきたのである。なお、この産業廃棄物について、前年に静岡県から「毒物及び劇物取締法」の毒物に該当するかどうかの問合せが厚生省にあったが、回答は事件発生後の11月になってからだ。

岡山赤十字病院に入院していた岡崎哲夫・長女ゆり子も、この病気に罹っていた。8月24日原因が判明するや、父・哲夫は同月27日に「森永ドライミルク被災者家族中毒対策同盟趣意書」を作成して同病院に入院している家族に配った。これがきっかけで各病院単位に、被害者の親たちは「被災者家族同盟」を結成していった。

同年9月3日には岡山県の被害者家族700名が総決起大会をひらいた。その後、西日本各地で被害者家族の組織が結成された。9月18日には全国組織として「森永ミルク被災者同盟全国協議会」が結成された。10月5日には森永と第1回交渉を行い、入院患者への付添費、交通費、見舞金5千円などで合意し、死亡者に対する弔慰金については次回交渉で金額を提示することになった。

第2回交渉は10月23日に行うことになっていたが、森永は「厚生省から、今後同盟とは交渉をしないように命じられている。5人委員会が作られたのでその意見に従うことになった」と述べた。被害者側には何ら相談もな



く、5人の委員が決められた。

その5人とは内海丁三(日本放送協会解説委員)、小山武夫(東京済生会中央病院院長)、山崎佐(元日本弁護士連合会会長)、正木亮(弁護士)、田辺繁子(人権擁護委員)である。「五人委員会」の意見書は同年12月15日に発表になったが、約3万字を使った内容は森永の言い分を全面的に代弁しているものだった。これは、刑事裁判での森永主張と瓜二つである。被害者の後遺症については僅か170字を費やしている。「本件の中毒症には、概ね、ほとんど後遺症は心配する必要はないといつてよかろう。今なお引続き治療を受けているものは、後遺症ではなくして原病の継続である。」これが骨子である。五人委員会の決めた補償額は、死者25万円、その他の被害者には見舞金1万円で、既に支払った五千円は差引けと指図している。なお、この委員会の費用は日本乳業協会が負担している。

(「5人委員会」委員の小山・内海・山崎等の所属は、「森永乳業50年史」他による)

後遺症なしの結論に導く上で重要な役割を果たしているのが「治療指針」、「治癒判定基準」等を作成した「六人委員会」という小児科医の権威者6人である。そのメンバーは西沢義人(大阪大学小児科教授)、浜本英次(岡山大学小児科教授)、北村義明(徳島大学小児科教授)、平田美穂(兵庫県立医大小児科教授)、中村恒男(京都府立大学小児科教授)、吉田邦男(奈良県立医大小児科教授)。

五人委員会の意見書で被害者運動はトドメを刺されて、決定の翌日には決定した金が送られてきた。その後も抵抗をしたが岡山県を除く他府県では大した動きもなかった。五人委員会の意見書を事件後10年して私は読んだが、加害者寄りの主張には驚いた。そして当時のマスコミが意見書に一言の批判も加えていないことを知り、二度驚いた覚えがある。

被災者同盟解散に際して、被害者の意見を森永に伝えるために「世話人制度」がつけられた。世話人の意見書に対して森永は昭和31年9月25日に「二、……当社が必要と考えた場合は更に精密検診機関で再検診を行い、或いは権威ある機関における検診乃至審議を経て結論を得、後遺症と認められた場合は五人委意見書の取扱いをする」との回答を得た。

昭和31年6月、岡山の被災者同盟は解散し、その後の事件対応をめぐる、民事訴訟派と「守る会」派に分裂した。森永が研究機関を設立することを知り、それには是非ヒ素ミルク中毒の研究機関にして欲しいとの要望を守る会は繰返した。森永は最初ヒ素中毒の研究機関にするような態

度を見せながら、情勢が自分の方に有利になったことを察して「乳児栄養品の品質改善に関する調査研究」を目的とする財団法人を設立した。理事長は五人委員会の委員長である小山武夫であり、監事には山崎佐、内海丁三、理事に浜本英次、西沢義人が就任した。「森永奉仕会」は、設立資金に回収したヒ素ミルク60万缶を鶏の飼料用に加工し売却した代金を当てた。はじめは廃棄処分にする予定だったが、厚生省が飼料用に加工することを許可した。この餌で岡山県北などではヒナが死んだようだ。アイスクリームや菓子に混ぜられたともいうが、今の中国の話ではない。

「森永奉仕会」の本当の目的は、小児科学会会員に研究費を助成する機関であると言える。事業として各個研究奨励金、総合研究奨励金、森永奉仕会賞などの名目で助成金を受け取った医師の名前を見ると、国立、私立を問わず主な大学医学部の小児科に万遍なく配られていることが分かる。六人委員会の西沢、浜本、中村、平田の名前は勿論その中にある。原子力村と同じく「森永村」も存在していたことが裏付けられている。これでは、後遺症ではないかといつて病院に通っても相手にしてもらえないわけだ。

森永ヒ素ミルク中毒に関するニュースは、事件翌年からさっぱり報道されなくなった。岡山では岡崎哲夫、綱島長吉を中心に「森永ミルク中毒のこどもを守る会」が結成され、他府県にも結成を呼びかけたが、会の結成までにはいたらなかった。大阪府にも準備会はできたが、そのまま立ち消えになった。守る会は被害者の子供を後遺症から守って行こうというのが、基本姿勢であった。世話人意見書に対する森永の回答を利用し、検診を受けた医師に「ヒ素ミルクの飲用と関係ある」という診断書をもらい、治療費、交通費を森永との交渉で負担させた。森永は「守る会」をみとめず、再三にわたって守る会の解散をもとめてきた。

掛かりつけの医師は、「ヒ素中毒により後遺症」と診断書を書いても、森永は「権威ある医療機関」での検診を求めた。そこには「森永村」につながる医師がいて、後遺症を否定してくれるからである。守る会はまた積極的に外部に向かって後遺症の存在を訴え続けた。その場の一つが日本母親大会であった。

第6回日本母親大会(昭和35年8月)では守る会の母親二人が参加して後遺症の存在を訴え、当時の中山マサ厚生大臣に陳情した。前回も参加を予定していたが、母親大会不参加を条件に、森永が検診費用を負担

することになり直前に取りやめていた。守る会は資金難で、母親大会に参加した二人の会員は、片道切符、米、野宿用のテントを用意していった。食事は毎回パンと牛乳やうどんで空腹を満たした。それでも訴えが効果を表し、『アサヒ芸能』と『日本福祉新聞』が取上げて報道した。他のマスコミは沈黙をまもり、五人委員会意見書が発表されたのち、「もうどこの新聞もこの事件のことは書きませんよ」と森永社員が豪語したことを証明していた。

事件から14年後に岡山市で「日本公衆衛生学会」が開催され丸山大阪大学教授が「丸山報告」を発表した。報告内容は大阪府内の擁護学校に通う生徒の中に「森永ヒ素ミルク中毒の後遺症と思われる障害を持った68人の聞き取り調査」であった。この発表には岡山大学医学部衛生学教室の協力もあり、社会に大きな衝撃を与えた。

マスコミ各社は堰をきったように報道合戦に入った。だが訪問調査は学術的裏づけが不足していた。森永と国は一斉に非科学的だと反撃を開始、救済運動の拠点であった岡山市で「後遺症無し」を宣言するため「官製検診」を強行した。

これらの動きにもっとも痛打となった医学的研究が、市民団体・森永告発のメンバーでもあった岡山医大と、広島医大の医師たちによる大規模な合同疫学調査「瀬野川調査」だった。この調査で、小児に対する砒素の明らかな後遺症が学術的に立証された。

この発表をしたのは、小児科医ではなく衛生学に関係する学者たちであった。一番接触が多いはずの小児科医は知っていても口を閉じていて、西沢義人教授はむしろこの火の手を消す方の役目で、会場に現れた。「丸山報告」以後、マスコミ報道も効を奏し、守る会への入会者が殺到し全国組織となった。

被害者の救済について森永と守る会が交渉をはじめたのは、昭和45年12月からであった。この交渉は公開で行われたので、守る会会員以外の一般市民も傍聴することができた。これを本部交渉と称し、この交渉で合意した事項を現実にどう実施するかは、現地交渉で個々の被害者にあてはめた。本部交渉で森永は企業責任を認めなかったため、被害者救済は「健康回復のお手伝い」の範囲をこえなかつ

た。それをこえるような要求には「厚生省と相談しないと回答できない」などと発言した。厚生省は森永の要請を受けて、岡山県をモデルケースとして県下全被害者を対象に健康調査を行うことを発表した。この検診のやり方についても、守る会の主張は取り入れられず、費用は県が130万円負担し、残りは森永が負担した。

本部交渉は15回目で決裂し、守る会は森永製品不買運動と**民事訴訟**を大阪、岡山、高松と三波にわたり提起していった。不買運動は全国に波及して、森永製品の市場占有率は低下の一途をたどった。**刑事裁判**は第1審で森永無罪の判決が出て(これにより岡山の民事訴訟は取り下げを余儀なくされた)、第2審の高松高裁では1審判決破棄、森永は上告したが徳島地裁へ差戻しとなり審議が続いていた。昭和48年11月28日の判決では森永有罪とともに行政責任にも言及されていた。

そのような状況の中で、民事訴訟とは別に、極秘に同年7月に厚生省山口敏夫政務次官から窮地に追い込まれた森永へ直接交渉の打診があり、森永は企業責任を認める立場を表明し、それをうけて守る会にも交渉参加の打診があった。そのような経過を経て、三者会談が開始された。

冒頭に掲げた山口委員長挨拶は、三者会談の打診を森永大野社長にした時のことを述べている。三者会談は第5回目で確認書を発表し、守る会が作成した「恒久対策案」を実行することで三者が合意した。確認書は五項目からなり、森永は1で企業責任を認め、2で恒久対策案を尊重し、3では費用の一切を負担することを確約している。4では厚生省が「恒久対策案」実現のため援助し、とあるが「国の実験的事業」として現在の状態はお粗末すぎる。これまでの経過からして、厚生省は被害者の利益になることは、何らおこなってこなかったことが、よく分かる。その顔はいつも森永の方を向いていて、森永の言う事は聞くが、被害者の心の底からの願いや批判は無視してきた。その延長線に今度の「名簿紛失事件」もある。

(能瀬英太郎)

## 【資料5】

## 森永ヒ素ミルク中毒事件年表

1949	★森永乳業設立
1952	★赤ちゃんコンクール実施（岡山県が最初となる）
1955	★西日本一帯で人口栄養児に奇病発生（6月）
	★奇病の原因は森永ミルクによるヒ素中毒と岡山県衛生部が発表（8月24日）
	★日赤岡山病院入者を中心に被災者家族中毒対策同盟結成（8月27日）
	★徳島地検、森永を起訴（9月20日）
	★六人委員会「治療判定基準」その他、厚生省に答申（11月2日）
	★五人委員会意見書発表（12月15日）
1956	★岡山同盟解散。岡山県森永ヒ素ミルク中毒のこどもを守る会結成（6月24日）
1957	★財団法人森永奉仕会設立（2月20日）
	★『森永ヒ素ミルク事件史』発刊（5月24日）
	★日本母親大会参加決定。森永に全員治療の約束をさせ参加中止（8月2日）
1958	★守る会、10人の被害児の治療を森永に約束させる（10月10日）
1960	★第六回日本母親大会に参加。中山マサ厚生大臣に陳情（8月20日）
1962	★守る会第七回総会。会の名称より「岡山県」を除く（8月27日）
1963	★徳島地裁で森永の無罪の判決。徳島地検は高松高裁へ控訴（10月25日）
1964	★岡山地裁に提訴中の岡山訴訟派55人は民事裁判で和解（4月1日）
1965	★守る会第十回総会。会の解散を否決して存続決議（8月24日）
1966	★高松高裁は第一審の判決を破棄、差戻し決定、森永上告（3月31日）
1967	★遠迫医師の斡旋で守る会は精密検診実施（3月～9月末）
1968	★岡山大学医学部衛生学教室から協力の申出、資料提供（12月9日）
1969	★最高裁は森永の上告を棄却し、徳島地裁へ差戻し（2月27日）
	★大阪大学医学部丸山教授らによる「十四年目の訪問」公表（10月18日）
	★朝日新聞で「十四年目の訪問」大々的に報道（10月19日）
	★守る会第一回全国総会、守る会全国組織となる（11月30日）
1970	★森永と守る会、岡山市で第一回本部交渉、今後のルール確認（12月12日）
1972	★「森永ミルク中毒被害者の恒久的救済に関する対策案」成立（8月20日）
	★第十五回本部交渉森永欠席、守る会民事訴訟、不買運動決議（12月3日）
1973	★第一波訴訟を大阪地裁に提訴（4月10日）第二波提訴岡山地裁（8月24日）
	★第五回三者会談で森永企業責任を認める確認書に調印（12月23日）
1974	★財団法人ひかり協会設立許可される（4月25日）
	★守る会、民事訴訟を全国一斉に取り下げ。不買運動の中止を要請（5月24日）

出典：森永ヒ素ミルク中毒事件 発生から50年 被害者救済事業の実施状況 能瀬英太郎  
 資料館ホームページ掲載アドレス <http://ww3.tiki.ne.jp/~jcn-o/bookmotomeruyuuusi.htm>  
 PDFファイル掲載アドレス <http://ww3.tiki.ne.jp/~jcn-o/nose-report.pdf>